

【よくある手続きについて】

業務種別	手数料	必要書類
麻薬小売業者	3,900	<ul style="list-style-type: none"> ・ 免許申請書 ・ 診断書(麻薬関係業務を行う役員全員) ・ 組織図 ・ 構造設備を示す平面図、金庫の立面図 ・ 薬局開設許可証の写
麻薬施用者	3,900	<新規> <ul style="list-style-type: none"> ・ 免許申請書 ・ 診断書 ・ 医師免許証等の写し※原本照合されたもの ※医療機関で初めて麻薬取扱者免許を取得される場合は、開設届の写し(保健所等の受付印があるもの)
	0	<記載事項変更> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載事項変更届 ・ 麻薬取扱者免許証原本 ※ 変更後 15日以内に手続きが必要です
麻薬管理者	3,900	<ul style="list-style-type: none"> ・ 免許申請書 ・ 診断書 ・ 医師免許証等の写し※原本照合されたもの
免許証再発行	2,700	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再交付申請書 (※き損の場合、その免許証を添付すること)

* 手数料は奈良県収入証紙

<その他注意事項>

- ①【奈良市内以外】麻薬小売業者免許申請を薬局開設許可申請と同時に行う場合
→診断書は薬局開設許可申請書に原本を添付し、麻薬小売業者免許申請書には写しを添付。また、その旨備考欄に記載すること。
- ②【奈良市】麻薬小売業者免許申請を薬局開設許可申請と同時に行う場合
→薬局開設許可申請書の写し(保健所の受付印があるもの)を添付すること。
- ③診断書は発行日から3ヶ月以内のものを提出すること。

④麻薬施用者のみである麻薬業務所で、新たに麻薬施用者（主たる又は従たる業務所の関係なく）が加わる場合には、事前に麻薬管理者の取得をする必要があります。

⑤麻薬管理者、麻薬小売業者、麻薬卸売業者については、業務所ごとに与えられる免許であるため、業務所の変更、建替え、移転又は開設者の変更等の場合には、新規に免許を取得する必要があります。

～よくあるQ&Aについて～

【免許申請全般について】

①申請から免許証交付まではどのような流れですか。

→書類不備等の問題がなければ、1週間程度で交付となります。免許証の返送の必要がある方は、簡易書留代含む切手を貼付した定形外（A4サイズが入るもの）の返信用封筒をご用意頂ければ、免許証を郵送することも可能です。

【記載事項変更届】

①変更した内容はどのように記載すれば良いか。

→変更した内容のみ記載して下さい。

例：麻薬業務所を変更した場合：変更前後の麻薬業務所欄のみ記載

住所を変更した場合：変更前後の住所欄のみ記載

従たる施設を追加する場合：変更前に従たる施設がない場合は変更後の従たる施設欄のみ記載

婚姻後に氏名が変更になった場合：保健所に提出する医籍の変更届（保健所等の受付印があるもの）の写しを添付して下さい。

診療時に旧姓を使用する場合は、麻薬取扱者免許証は旧姓の併記が必要です。戸籍謄本原本もしくは写し(原本照合されたもの)を添付し記載事項変更届を提出してください。

②変更年月日から15日以上経過した場合はどのようにすれば良いか。

→遅延理由書を添付の上、記載事項変更届を提出してください。

③記載事項変更届中は麻薬取扱者免許証が手元がないが、麻薬の購入や施用は出来ないのか。

→有効期限内は免許番号は変わりませんので、購入も施用も可能です。ただし、届出中は免許証が手元なくなるため、麻薬取扱者免許証の写しを保管しておいて下さい。